

京都市訓令甲第4号

事業所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成18年5月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表第3家庭動物相談所長の項第6号を同項第12号とし、同項第5号中「第18条」を「第13条」に改め、同号を同項第11号とし、同項第4号中「第17条」を「第12条」に改め、同号を同項第10号とし、同項第3号中「第14条（条例第15条において準用する場合を含む。）」を「第10条」に改め、同号を同項第9号とし、同項第2号中「以下」を「次号から第11号までにおいて」に、「第13条（条例第15条において準用する場合を含む。）」を「第9条」に改め、同号を同項第8号とし、同項第1号の次に次の6号を加える。

- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律（次号及び第4号において「法」という。）第14条による登録の変更に関する事。
- (3) 法第17条による登録の抹消に関する事。
- (4) 法第24条及び第33条による報告の要求及び立入検査に関する事。
- (5) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（次号及び第7号において「規則」という。）第2条による登録証の再交付に関する事。
- (6) 規則第10条による動物取扱責任者研修に関する事。
- (7) 規則第15条による許可証の再交付に関する事。

附 則

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

（総務局総務部文書課）